

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分/ひとり親世帯以外分)



▲ひとり親世帯の方



▲ひとり親世帯以外の方

給付額 児童1人あたり5万円 給付時期 申請不要の方には順次、申請が必要な方には申請から1~2か月後※3年1月1日時点で区外在住だった方は支給が遅れます。※申請書等は、区HP(右記二次元コード)からダウンロード可。 ※下表の対象に複数該当しても給付は児童1人につき1回のみです。

Table with 2 main columns: ひとり親世帯分 (申請期間は4年2月28日(月)まで) and ひとり親世帯以外分 (申請期間は3年7月1日(日)~4年2月28日(月)). It details eligibility criteria, application methods, and required documents for both categories.

問合せ 厚生労働省「子育て世帯生活支援特別給付金」専用コールセンター(ひとり親世帯分) TEL 0120(400)903
申請場所・問合せ 台東区子育て・若者支援課(区役所6階⑥番) TEL (5246)1232
問合せ 厚生労働省「子育て世帯生活支援特別給付金」専用コールセンター(ひとり親世帯以外分) TEL 0120(811)166
申請場所・問合せ 台東区「子育て世帯生活支援特別給付金」臨時窓口(区役所3階302会議室・7月1日(日)開設、土・日曜日・祝日を除く午前9時~午後5時※水曜日は午後7時まで) TEL (5246)1377

※3年度の課税申告が未申告の方は受付できませんので必ず申告を行ってください。 ※DV避難者の方はご相談ください。 ※当給付金を装った詐欺にご注意ください。区が給付金支給のためにATMの操作をお願いすることや、電話で口座番号を求めることは絶対にありません。 ※その他、必要に応じて追加で書類の提出を依頼する場合があります。

令和2年度情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況をお知らせします
—信頼される区政と個人情報の保護を推進しています—

情報公開制度

区が保有している情報(個人に関する情報などを除く)を区民の方の請求に応じて公開しています。区の情報は区民との共有財産であり、有効に活用されることは、積極的な区政参加につながります。情報公開は、公正で開かれた、信頼される区政を推進するための制度です。

情報公開請求 78件
請求に対する決定 公開55件、部分公開20件、非公開0件、情報不存在0件、取り下げ3件、却下0件

個人情報保護制度

区民のプライバシーを守るため、区が保有している個人情報について適正な取り扱いのルールを定めています。また、自分に関する個人情報(以下「自己情報」)の開示や訂正などを請求する権利を保障しています。区民の基本的権利を守り、一層信頼される区政を推進するための制度です。

業務の登録状況
区が行う個人情報を取り扱う業務については、個々に業務の目的や個人情報の項目などを明らかにし、個人情報登録簿に登録します。
業務登録件数 390件

目的外利用と外部提供の状況
目的外利用とは、ある業務で収集した個人情報を、業務の目的の範囲を超えて他の業務で利用することです。外部提供とは、区が管理している個人情報を区の機関以外に提供することです。

目的外利用や外部提供を行うことができる場合
①本人の同意があるとき ②法令等に定めがあるとき ③区民の生命や身体などに対する

危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき ④台東区情報公開及び個人情報保護制度運営審議会(以下「運営審議会」)の意見を聴いて必要と認めるとき

目的外利用件数 216件
外部提供件数 321件
自己情報の開示等の請求状況
自己情報の開示等請求(住民票の写しの交付申請書など) 69件
請求に対する決定 開示42件、部分開示8件、不開示2件、不承諾0件、情報不存在16件、取り下げ1件

電子計算組織による個人情報の処理状況(表1)
個人情報保護制度では、特に慎重な取り扱いを要する、思想、信条、宗教などに関する個人情報については、電子計算組織への記録を禁止しています。また、新たな個人情報を電子計算組織に記録するときや、区と区以外の電子計算組織を回線で結合するときは、法令に定めがある場合を除き、運営審議会の意見を聴くこととしています。

台東区情報公開及び個人情報保護制度運営審議会(表2)
情報公開制度および個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営のために設置される機関です。区長の附属機関として、諮問に基づき、重要事項の審議を行います。学識経験者及び区民等で構成され、令和2年度は1回開催されました。

問合せ 情報公開・個人情報保護制度については、総務課文書係 TEL (5246)1055
電子計算組織の記録項目等については、情報システム課 TEL (5246)1031
または各担当課へ

表1 基幹系業務システムにより処理する項目 3年3月31日現在

Table with 2 columns: 業務 (Residential Records, Tax, National Health Insurance, etc.) and 記録項目 (Address, Name, Birth Date, etc.).

※小型電子計算組織により処理する項目は省略して掲載しています。

表2 運営審議会への諮問事項

Table with 3 columns: 所管課 (Life Hygiene, Housing, Information Policy), 件名 (Food Safety System, etc.), 内容 (Implementation of systems, etc.).